

## 『老年者控除廃止と医療保険制度改革』正誤表

ページ・行	誤	正
目次 第7章	3 国民健康保険（税）	3 国民健康保険料（税）
12 ページ 注5)	課税の明確性・課税の明確性	課税の明確性・課税の便宜性
25 ページ 16 行目	1968 年	1974 年
同上	表 2	表 3
36 ページ 2 行目	(勢 1985 : 88)	(勢埜 1985 : 88)
114 ページ 注 5)	死分化	死文化
119 ページ見出し	国保料・国保税	保険料・保険税
128 ページ 8 行目	(住民税方式) : (住民税方式)	: (住民税方式)
137 ページ 10 行目	(1986 : 186-187)	(泉 1986 : 186-187)
146 ページ 表 12	×2.10/100 の位置	右方に移す。これは、2008 (平成 20) 年度後期高齢者支援分保険料の計算式
159 ページ 注 7	(医療分 31,200+…… =12.6%となり、推移表の 13.6%とは異なる	医療分、後期高齢者支援分、介護分均等割が 20%が軽減されると均等割合計は 148,800 円、所得割合計 85,173 円となり、保険料合計額は 233,973 円で収入に対する比率は約 11.7 % となり、推移表の 13.6%とは異なる
160 ページ 16 行目	「旧ただし書き方式」の合計額は……12.6%となる	「旧ただし書き方式」の合計額は 233,973 円、収入 200 万に対する比率は約 11.7 %となる